

○町田市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例

平成 19 年 3 月 29 日

条例第 9 号

子ども生活部子ども総務課

改正 平成 21 年 6 月 26 日条例第 20 号

平成 23 年 12 月 28 日条例第 44 号

平成 26 年 3 月 27 日条例第 8 号

(目的)

第 1 条 この条例は、義務教育就学期にある児童を養育している者に対し、児童に係る医療費の一部を助成することにより、児童の保健の向上と健全な育成を図り、もって子育ての支援に資することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この条例において「児童」とは、6 歳に達する日の翌日以後の最初の 4 月 1 日から 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者をいう。

2 この条例において「児童を養育している者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

(1) 児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母

(2) 父母に監護されず、又はこれと生計を同じくしない児童を監護し、かつ、その生計を維持する者

3 前項第 1 号の場合において、父及び母がともに児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該児童は、当該父又は母のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

4 この条例にいう「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。

(平 21 条例 20 ・ 一部改正)

(資格要件)

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、町田市の区域内に住所を有する児童を養育している者であって、その者が養育する児童の疾病又は負傷について、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他町田市規則（以下「規則」という。）で定める法令（以下「社会保険各法」という。）の規定により医療に関する給付が行われる者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する児童を養育している者は、対象としない。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者

(2) 規則で定める施設に入所している者

(3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4第1項に規定する里親に委託されている者

(平21条例20・平23条例44・一部改正)

(所得制限)

第4条 前条の規定にかかわらず、対象者の前年の所得（1月から9月までの場合は前々年の所得とする。）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに対象者の扶養親族等でない児童で対象者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるときは、当該所得のあった翌年の10月1日から1年間は対象者としなない。

2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。

(医療証の交付)

第5条 医療費の助成を受けようとする者は、養育する児童について、市長に申請し、規則で定めるところにより、この条例による助成を受ける資格を証する医療証の交付を受けなければならない。

(助成の範囲)

第6条 町田市は、児童の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）を超える額を除く。）のうち、当該法令の規定によって児童に係る国民健康保険法による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずるものが負担すべき額（病院又は診療所への入院及びその療養と併せて食事の提供たる療養（以下「入院時食事療養」という。）を受けた場合については、当該法令の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額（以下単に「食事療養標準負担額」という。）を除く。以下「対象者負担額」という。）から、別表に規定する一部負担金相当額を控除した額を助成する。

2 前項の規定による助成は、他の法令によって医療に関する給付を受けることができるときは、その給付の限度において行わない。

(平21条例20・一部改正)

(医療費の助成)

第7条 医療費の助成は、医療証の交付を受けた対象者が、医療証を提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者（以下「病院等」という。）に対して、助成する額を当該病院等に支払うことによって行う。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

(一部負担金相当額の支払方法)

第8条 前条第1項に規定する方法により医療費の助成を受ける対象者は、別表に規定する一部負担金相当額及び入院時食事療養を受けた場合は食事療養標準負担額を、国民健康保険法又は社会保険各法及び厚生労働省令の規定の例により病院又は

診療所に支払うものとする。

(平 2 1 条例 2 0 ・ 一部改正)

(届出義務)

第 9 条 対象者は、第 5 条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

2 医療証の交付を受けた対象者は、現況について、規則で定めるところにより毎年、現況届を市長に提出しなければならない。

3 対象者は、医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）並びに被害の状況を、規則で定めるところにより、遅滞なく市長に届け出なければならない。ただし、同一の事由について、対象者が既に届け出ている場合は、この限りでない。

(平 2 6 条例 8 ・ 一部改正)

(譲渡又は担保の禁止)

第 1 0 条 対象者は、この条例による医療費の助成を受ける権利を、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(損害賠償の請求権の譲渡)

第 1 0 条の 2 対象者は、医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、規則で定めるところにより、その助成の額の限度において、対象者が当該助成事由に係る第三者に対して有する損害賠償の請求権を町田市に譲渡するものとする。

2 対象者は、前項の規定により第三者に対して有する損害賠償の請求権を譲渡した場合は、規則で定めるところにより、当該第三者にその旨を遅滞なく通知しなければならない。

(平 2 6 条例 8 ・ 追加)

(助成費の返還等)

第 11 条 市長は、医療費の助成を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部（第 2 号から第 4 号までのいずれかに該当する場合にあっては、第三者の行為によって生じた疾病又は負傷に係る医療費の助成の額を限度とする。）を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正の行為によって、医療費の助成を受けたとき。

(2) 第 9 条第 3 項の規定に違反して、同項の規定による届出を行わなかったとき。

(3) 前条第 1 項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡しなかったとき。

(4) 前条第 2 項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡した旨の通知を行わなかったとき。

2 医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において、対象者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、市長は、その額の限度において、医療費の助成を行わず、又は助成した医療費を返還させることができる。

(平 26 条例 8 ・ 全改)

(委任)

第 12 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成 19 年 10 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この条例を施行するために必要な医療証の交付申請の受付、医療証の交付その他の準備行為は、施行日前に行うことができる。

附 則（平成 21 年 6 月 26 日条例第 20 号）

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 6 条の改正規定、第 8 条の改正規定及び附則の次に別表を加える改正規定は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

2 この条例による改正後の第3条第2項第3号の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成23年12月28日条例第44号）

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

（1） 略

（2） 第1条の規定、第3条の規定、第5条から第7条までの規定、第9条の規定、第10条の規定（町田市障がい者福祉センター条例第3条第1号の改正規定を除く。）、第11条の規定、第12条の規定（町田市通所療育施設条例第3条の改正規定を除く。）及び第14条から第17条までの規定 平成24年4月1日

附 則（平成26年3月27日条例第8号）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の町田市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の規定は、平成26年4月1日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

別表（第6条、第8条関係）

（平21条例20・追加）

区分	一部負担金相当額
入院、調剤及び訪問看護に係る医療費	0円
通院（施術を含む。）に係る医療費（通院1回当たり）	200円

備考 通院1回当たりの対象者負担額が200円に満たない場合における一部負担

金相当額は、その満たない額とする。

○町田市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例施行規則

平成 19 年 3 月 29 日

規則第 26 号

子ども生活部子ども総務課

改正 平成 21 年 9 月 30 日規則第 67 号

平成 24 年 9 月 28 日規則第 79 号

平成 26 年 3 月 27 日規則第 13 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、町田市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例（平成 19 年 3 月町田市条例第 9 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(条例第 3 条第 1 項の町田市規則で定める法令)

第 3 条 条例第 3 条第 1 項に規定する町田市規則（以下「規則」という。）で定める法令は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）
- (2) 船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）
- (3) 国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）
- (4) 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）
- (5) 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）

(条例第 3 条第 2 項第 2 号の規則で定める施設)

第 4 条 条例第 3 条第 2 項第 2 号に規定する規則で定める施設は、条例第 6 条に規定する児童に係る国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）による世帯主若しくは社会保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額を、国又は地方公共団体において負担している施設（通所により利用する施設を除く。）をい

う。

2 条例第3条第2項第2号の規定は、同号に規定する者が児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他の法令による措置によらずに同号に規定する施設に入所している場合には、適用しない。

（平24規則79・一部改正）

（所得の額）

第5条 条例第4条第1項に規定する規則で定める額は、次に掲げるとおりとする。

（1） 扶養親族等及び条例第4条第1項の児童（以下この条において「児童」という。）がないときは、622万円

（2） 扶養親族等及び児童があるときは、622万円に当該扶養親族等及び児童1人につき38万円（当該扶養親族等が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき44万円）を加算した額

（平21規則67・平24規則79・一部改正）

（所得の範囲）

第6条 条例第4条第2項に規定する所得の範囲は、前年の所得（1月から9月までの場合は前々年の所得とする。）のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とする。

（平21規則67・一部改正）

（所得の額の計算方法）

第7条 条例第4条第2項に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度（以下「当該年度」という。）分の市町村民税に係る地方税法第313条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲

渡所得の金額、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から8万円を控除した金額とする。

2 次の各号に該当する者については、当該各号に掲げる額を前項の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする。

（1） 当該年度分の市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第1号、第2号又は第4号に規定する控除を受けた者については、当該雑損控除額、医療費控除額又は小規模企業共済等掛金控除額に相当する額

（2） 当該年度分の市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第6号に規定する控除を受けた者については、その控除の対象となった障がい者1人につき、27万円（当該障がい者が同号に規定する特別障害者である場合には、40万円）

（3） 当該年度分の市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する控除を受けた者については、27万円（当該控除を受けた者が同条第3項に規定する寡婦である場合には、35万円）

（4） 当該年度分の市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第9号に規定する控除を受けた者については、27万円

（平24規則79・一部改正）

（医療証の交付申請）

第8条 条例第5条に規定する申請は、医療証交付申請書兼現況届（第1号様式）

に、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

（1） 国民健康保険法又は社会保険各法による被保険者若しくは被扶養者であることを証する書類

（2） 児童を養育していることを明らかにすることができる書類

(3) 医療費の助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）及びその配偶者の前年の所得（１月から９月までの場合は前々年の所得とする。）の状況を証する書類

(4) 国民健康保険法施行規則（昭和３３年厚生省令第５３号）又は社会保険各法に基づく省令に規定する限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証（以下「限度額適用認定証等」という。）

2 前項の規定にかかわらず、児童手当法（昭和４６年法律第７３号）による児童手当の支給を受けている者（以下「児童手当受給者」という。）が、児童手当認定通知書又は児童手当支払決定通知書を提示するときは、前項第２号及び第３号の書類の添付を省略することができる。

3 市長は、第１項に規定する申請があった場合において、条例第３条に規定する対象者と決定したときは、医療証（第２号様式）を交付し、同条に規定する対象者でないと決定したときは、医療証交付申請却下決定通知書（第３号様式）により通知する。

4 町田市乳幼児の医療費の助成に関する条例（平成５年９月町田市条例第２７号）第５条の規定により、養育する乳幼児について当該乳幼児が６歳に達する日以後最初の３月３１日を有効期限とする医療証の交付を受けていた者が、４月１日以後条例の規定による義務教育就学児医療費助成を受けようとする場合において、その者が条例第３条及び第４条の規定（以下「資格要件」という。）に該当すると認められるときは、同項の規定による申請を省略させることができる。

（平２１規則６７・平２４規則７９・一部改正）

（医療証の有効期間）

第９条 医療証の有効期間の始期は、資格要件に該当するに至った日からとする。ただし、条例第５条に規定する申請を資格要件に該当するに至った日の翌日から起算して６１日以後に行ったときは、当該申請を行った日の属する月の初日を有効期間の始期とする。

- 2 医療証の有効期限は、毎年9月30日までとし、10月1日に更新する。
- 3 前2項に規定する有効期間内に、対象者が資格要件に該当しなくなったときは、前項の規定にかかわらず、資格要件に該当しなくなった日を有効期限とする。

(平21規則67・一部改正)

(医療証の返還)

第10条 対象者は、資格要件に該当しなくなったときは、速やかに医療証を市長に返還しなければならない。

(医療証の再交付)

第11条 対象者は、医療証を破り、汚し、又は失ったときは、医療証再交付申請書(第4号様式)により市長に医療証の再交付を申請することができる。

- 2 対象者は、医療証を破り、又は汚した場合において前項の規定による申請をするときは、当該医療証を添付しなければならない。
- 3 対象者は、医療証の再交付を受けた後において、失った医療証を発見したときは、速やかに発見した医療証を市長に返還しなければならない。

(助成の方法の特例)

第12条 条例第7条第2項に規定する特別の理由とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 国民健康保険法又は社会保険各法により児童に係る療養費又は療養費に相当する家族療養費が支給されたとき。
- (2) 前号に定める場合のほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

- 2 条例第7条第2項に規定する方法により医療費の助成を受けようとする対象者は、義務教育就学児医療助成費支給申請書(第5号様式)に条例第7条第1項に規定する病院等の発行する領収書を添付し、市長に申請しなければならない。
- 3 第1項第1号の場合においては、前項に規定する申請書には、療養費又は家族療養費の支給を証する書類を添付しなければならない。ただし、町田市が国民健康保険法による保険者として児童に係る療養費を支給する場合における申請について

は、この限りでない。

(平 2 1 規則 6 7 ・ 一部改正)

(届出)

第 1 3 条 条例第 9 条第 1 項の規定による届出は、申請事項変更（消滅）届（第 6 号様式）に医療証を添付して行わなければならない。

2 条例第 9 条第 2 項に規定する規則で定める届出は、医療証交付申請書兼現況届に第 8 条第 1 項各号に掲げる書類を添付して行わなければならない。ただし、児童手当受給者が児童手当認定通知書又は児童手当支払決定通知書を提示するときは、書類の添付を省略することができる。

3 前項の規定にかかわらず、公簿等により条例第 9 条第 2 項に規定する現況を確認することができるときは、同項の規定による届出があったものとみなす。

4 条例第 9 条第 3 項の規則で定める届出は、第三者行為による傷病届（第 6 号様式の 2）により行わなければならない。

(平 2 4 規則 7 9 ・ 平 2 6 規則 1 3 ・ 一部改正)

(受給資格消滅の通知)

第 1 4 条 市長は、対象者が資格要件に該当しなくなったと認めるときは、受給資格消滅通知書（第 7 号様式）により、当該対象者であった者に通知する。ただし、対象者が死亡した場合は、この限りでない。

(損害賠償の請求権の譲渡)

第 1 5 条 条例第 1 0 条の 2 第 1 項の規則で定める損害賠償の請求権の譲渡は、義務教育就学児医療費助成制度に係る債権譲渡について（第 8 号様式）を市長に提出することにより行わなければならない。

2 条例第 1 0 条の 2 第 2 項の規則で定める通知は、債権譲渡通知書（第 9 号様式）により行うものとする。

(平 2 6 規則 1 3 ・ 追加)

(添付書類の省略)

第16条 市長は、この規則の規定により申請書又は届出書に添付しなければならない書類により証明すべき事実を、公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

(平26規則13・旧第15条繰下)

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(平26規則13・旧第16条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第8条第1項に規定する医療証の交付申請、同条第4項に規定する医療証の交付その他義務教育就学児の医療費の助成のために必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

附 則 (平成21年9月30日規則第67号)

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則 (平成24年9月28日規則第79号)

(施行期日)

1 この規則は、平成24年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の町田市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例施行規則第5条の規定は、平成24年10月1日以後の療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の町田市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例施行規則第1号様式及び第2号様式による用紙で現に残存するも

のは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成２６年３月２７日規則第１３号）

（施行期日）

１ この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２ この規則による改正後の町田市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、平成２６年４月１日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

第1号様式(第8条・第13条関係)

町田市長

様

〒 義務教育就学児医療費助成制度医療証交付申請書兼現況届

年 月 日

(表面)

⑤ 加 入 保 険 の 状 況

保 険 の 種 類

1国保 2組合 3協会 4日雇 5船員 6共済

被保険者等氏名

申 請 者
との 続 柄

被保険者記号番号

保 険 者 名

保 険 者 所 在 地

付加給付の有無

下記のとおり、義務教育就学児医療費助成制度の医療証の交付を申請します。

① 申 請 者

(ふりがな)

氏 名

印

住 所

電 話 ()

性 別

男・女

生年月日 . .

配 偶 者 の 有 無

有 ・ 無

② 助 成 対 象 児 童

氏 名

続 柄

生 年 月 日

同居別居
の 別

住 所

監 護 の
有 無

生計関係

※
助 成 対 象
児 童 ○ 印

有・無

同一・維持

有・無

同一・維持

有・無

同一・維持

有・無

同一・維持

有・無

同一・維持

③ 所得の状況

年分所得額

円

譲 渡 所 得

有 ・ 無

児 童 手 当 の 受 給 状 況

年 月

④ 扶養親族等及び児童の数

人

生活 保 護 の 受 給 状 況

うち老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数

人

心身障害者医療費助成

ひとり親家庭医療費助成

◎ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。字は、楷書(かいしよ)ではっきり書いてください。記名押印に代えて、署名することができます。

控 除 後 の 所 得 額

円

※は記入しないでください。

市 記 入 欄

年 分
所 得 の 合 計 額

円

控 除

雑 損 控 除 額

円

医療費控除額

円

小 規 模 企 業 共 済 等
掛 金 控 除 額

円

障 害 者 控 除 額

円

障 害 者 ・ 特 障 人 控 除

円

寡 婦 ・ 寡 夫 ・ 勤 労 学 生
額 控 除

円

児 童 手 当 法 施 行 令 第 3
条 第 1 項 に よ る 控 除

円

・ 住 民 票 [添 付]

・ 所得関係書類 [添 付]

・ 養育関係書類 [添 付]

児 童 手 当 認 定 通 知 書

児 童 手 当 改 定 通 知 書

児 童 手 当 改 定 通 知 書

児 童 手 当 支 払 通 知 書

公 簿 確 認]

・ 健康保険証 [提 示 公 簿 確 認]

(裏面)

〔記入上の注意〕

- 1 ①の欄
(1) 「住所」の欄は、住民票上の住所を記入してください。
(2) 配偶者には、児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、申請者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含みます。
- 2 ②の欄
(1) 「児童の状況」の欄は、申請者が養育(監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。以下同様です。)する児童について、記入してください。
(2) 「生計関係」の欄は、次によって記入してください。
ア 「同一」は、児童が申請者自身の子である場合で、申請者がその児童と生計を同じくしているときに○で囲んでください。
イ 「維持」は、児童が申請者自身の子でない場合で、申請者がその児童と生計を維持しているときに○で囲んでください。
- 3 ③の欄
「所得の状況」の欄は、1月から9月までは申請者の前々年、10月から12月までは申請者の前年の所得についての市町村民税又は特別区民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得金額、短期譲渡所得金額、先物取引に係る雑所得等の金額、租税条約等の実施に伴う条約適用利子等の額及び条約適用配当等の額の合計額から8万円を控除した額を記入してください。
なお、市町村民税又は特別区民税で雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除、障害者控除、寡婦(寡夫)控除又は勤労学生控除を受けた場合は、それぞれの額を更に控除した額を記入してください。
- 4 ④の欄
「扶養親族等及び児童の数」の欄は、市町村民税又は特別区民税における控除対象配偶者及び扶養親族の合計数と、このうち老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数を記入してください。
なお、申請者の親族でないためその市町村民税又は特別区民税で扶養控除の対象とはならないが、前年の12月31日に申請者が生計を維持した児童があった場合は、その数を加えた数を記入してください。
いずれもない場合は、「なし」と記入してください。
- 5 ⑤の欄
「保険の種類」の欄は、該当する番号を○で囲んでください。
「国保」は国民健康保険、「組合」は組合管掌健康保険、「協会」は全国健康保険協会管掌健康保険、「日雇」は日雇特例被保険者、「船員」は船員保険、「共済」は国家公務員共済、地方公務員等共済、私立学校教職員共済の略です。
- 6 この申請書に添えていただく書類は次のとおりです。
(1) あなたとあなたが養育されている児童の健康保険証
(2) 申請者と生計を同じくする者が他の市町村(特別区を含みます。以下同様です。)に住所を有する場合は、その者の属する世帯の全員の住民票の写し(続柄表示のあるもの)
(3) 児童のうちに申請者自身の子でない児童がある場合は、父母とその児童との養育関係及び申請者とその児童との養育関係を明らかにすることができる書類
(4) 申請者が本年(1月から9月までは、前年をいいます。)1月1日に他の市町村に住所を有していた場合は、申請者の前年の所得の額と、その所得に係る市町村民税又は特別区民税における控除対象配偶者及び扶養親族の有無と数についての市町村長の証明書
(5) 「4」の後段に該当する児童があった場合は、その事実を明らかにすることができる書類
(6) 児童手当を受けられている方は、児童手当認定通知書又は児童手当支払通知書(児童手当認定通知書又は児童手当支払通知書を提示できる方は、上記(2)～(5)の書類は必要ありません。)
7 この申請書についてわからないことがありましたら、担当の職員におたずねください。

第2号様式(第8条関係)

(表面)

⊕ 医 療 証										通 院 負 担 有 (2 0 0 円)	
負 担 者 番 号											
受 給 者 番 号											
児 童	氏 名									男 ・ 女	
	生 年 月 日	年 月 日 生									
保 護 者	住 所	〒									
	氏 名										
有 効 期 間		年 月 日から 年 月 日まで									
上記の者は、町田市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例により医療費の一部を町田市が助成するものであることを証明する。 東京都町田市長 印											
交 付 年 月 日		年 月 日									

(裏面)

御 注 意	
1 この制度による診療をお受けになるときは、必ずこの証と被保険者証と一緒に、取扱い病院の窓口へ提出し、通院(調剤・訪問看護を除く。)の場合のみ1回につき200円(医療保険上の自己負担額が200円に満たない場合は、その満たない額)をお支払いください。	
2 入院の場合は食事療養標準負担額をお支払いください。	
3 高額療養費が支給される場合は、限度額適用認定証等を提示してください。	
4 この証は、都内のこの制度による診療を取り扱う病院等で受診するときにお使いください。 都外の病院等では使えません。	
5 都外やこの制度による診療を取り扱わない病院等で受診するときは、保険診療の所定の項目が記載された自己負担分の領収書等を添付して、下記の窓口へ医療費の支給を申請してください。	
6 受給者の資格がなくなったときや、有効期間を経過したときは、この証を下記の窓口にお返しください。	
7 氏名、住所、加入医療保険などに変更があったときは、下記の窓口へこの証を添えて届け出てください。	
8 この証を破ったり、汚したり、又は失ったりしたときは、下記の窓口で再交付を受けてください。	
9 偽り、その他不正にこの証を使用したときは、助成を受けた額の全部又は一部を返還しなければならないことがあります。 問い合わせ先	

第3号様式(第8条関係)

〒
町田市

様

町第号
年 月 日

義務教育就学児医療費助成制度医療証交付申請却下決定通知書

町田市長印

年 月 日付けで申請のありました医療証の交付について審査しましたが、下記の理由で義務教育就学児医療費助成制度の対象者となりませんので通知いたします。

記

児童氏名様

却下理由

- 1

この決定に異議がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、書面で町田市長に対して異議申立てをすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)
- 2

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、町田市を被告として(訴訟において町田市を代表する者は町田市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第4号様式(第11条関係)

義務教育就学児医療費助成制度医療証再交付申請書

年 月 日

町田市長 様

申請者 住 所
氏 名 印

下記の理由により、義務教育就学児医療費助成制度の医療証の再交付を申請します。

医療証番号

負 担 者 番 号								
受 給 者 番 号								
児 童	氏 名							
	生 年 月 日	年 月 日						

医療証交付年月日

年 月 日

記

申請理由

- 1 なくした 2 破いた 3 汚した
4 その他(具体的に書いてください。)

(注意) 記名押印に代えて、署名することができます。

第5号様式(第12条関係)

義務教育就学児医療助成費支給申請書

										受付番号						
負担者番号										加入健康保険	被保険者(世帯主)		続柄()			
受給者番号											記号		番号			
児 童 氏 名											保 険 者		番 号			
生 年 月 日		年 月 日生									保 険 者		名 称			
病院等の名称		(科)														
申 請 の 種 類		1医科 2歯科 3薬剤 4看護 5移送 6補装具 7その他()														
入院外来の別		1入院		2外来		支 給 申 請 額				円						
診療等を受けた期間		年 月 日から 年 月 日まで (診療実日数 日)				支 給 決 定 額		※ 円								
		支給額は下記の口座に振り込んでください。														
振込先金融機関		銀行・信金・農協										支店		普 通・当 座		
口 座 番 号						口座名義(カタカナ)										
上記のとおり、義務教育就学児医療費助成制度の医療助成費の支給を申請します。																
年 月 日																
町田市長 様																
申請者 住 所																
氏 名 印																
電話 () 児童との続柄()																

- (注意)1 ※欄は記入しないでください。
- 2 番号をつけてある欄は該当の番号を○で囲んでください。
- 3 領収書を添付の上申請してください。
- 4 加入健康保険より付加給付のある場合は申し出てください。
- 5 記名押印に代えて、署名することができます。

第6号様式(第13条関係)

義務教育就学児医療費助成制度申請事項変更(消滅)届

医療証番号		負担者番号								受付			交付	回収
		受給者番号												
変更 の 場 合	1氏名	新氏名								旧氏名				
	2住所	新住所								電話				
		旧住所								電話				
	3保険	被保険者氏名		児童との続柄()										
		被保険者番号		記号					番号					
		保険者	番号				名称							
	4その他													
	変 更 年 月 日		年 月 日											
消滅 の 場 合	1転出 転出先()													
	2生活保護受給													
	3死亡 氏名()													
	4その他													
	消 滅 年 月 日		年 月 日											
上記のとおり、義務教育就学児医療費助成制度の申請事項が変更 受給資格が消滅 しましたので届 出します。 年 月 日 町田市長 様 申請者 住 所 氏 名 印 児童との続柄()														

(注意) 記名押印に代えて、署名することができます。

第6号様式の2(第13条関係)

⑦ 第三者行為による傷病届

対象 児童 (被害者)	負担者番号									加入保険者名											
	受給者番号									保険者番号											
	氏 名		(年 月 日生)							被保険者名											
										被保険者記号番号											
第三者 行 為 (事 故) の状況	発生日時									発生場所											
	原 因 及 び 被害の状況																				
第三者 (加害者)	住 所																				
	氏 名									電話番号		()									
	交通事故 の場合	自賠責保険	保 險 会社名								電話番号		()								
			所在地																		
		任意保険	保 險 会社名								電話番号		()								
			所在地																		

上記のとおり、第三者の行為により被害を受けたことを届け出ます。

年 月 日

町田市長 様

対象者(対象児童の保護者) { 郵便番号 電話番号 ()
住 所
氏 名

印

第7号様式(第14条関係)

〒
町田市

様

町第号
年 月 日

義務教育就学児医療費助成制度受給資格消滅通知書

町田市長印

次のとおり、義務教育就学児医療費助成制度の受給資格が消滅しましたので通知いたします。

- 1 児童氏名様
- 2 消滅年月日 年 月 日
- 3 消滅理由

- 1 この決定に異議がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、書面で町田市長に対して異議申立てをすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、町田市を被告として(訴訟において町田市を代表する者は町田市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第8号様式(第15条関係)

㊦義務教育就学児医療費助成制度に係る債権譲渡について

年 月 日

町田市長 様

対象者(対象児童の保護者) { 郵便番号 電話番号 ()
住 所
氏 名 印
(年 月 日生)

町田市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例第10条の2第1項の規定により、第三者の行為に係る医療費について町田市から助成を受けた額の限度において、私が加害者 に対して有する下記損害賠償請求権を町田市に譲渡します。

記

譲渡 する 債権	対象児童 (被害者)		氏 名 (年 月 日生)			
	債権額		金 円			
	事 故 発生日時			事 故 発生場所		
	原 因 及 び 被害の状況					
債務者 (加害者)	住 所					
	氏 名				電話番号	()
	交通事故 の場合	自賠責 保険	保 険 会社名		電話番号	()
			所在地			
		任意 保険	保 険 会社名		電話番号	()
			所在地			

第9号様式(第15条関係)

債権譲渡通知書

様
年 月 日
譲渡人 住所
氏名 印

私があなたに対して有する下記の債権を譲渡しましたので通知します。

記

- 1 債権額 金 円
2 債権発生の原因である事実
3 譲渡日 年 月 日
4 譲受人 町田市

(住所)東京都町田市森野二丁目2番22号

第1号様式（第8条・第13条関係）

（平24規則79・全改）

第2号様式（第8条関係）

（平24規則79・全改）

第3号様式（第8条関係）

第4号様式（第11条関係）

第5号様式（第12条関係）

第6号様式（第13条関係）

第6号様式の2（第13条関係）

（平26規則13・追加）

第7号様式（第14条関係）

第8号様式（第15条関係）

（平26規則13・追加）

第9号様式（第15条関係）

（平26規則13・追加）